平成２８年（フ）第６７２号
大阪市住吉区万代２丁目６番４―703号
債務者　杉山憲一郎
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２６号
大阪市北区長柄東１丁目４番24―910号
債務者　土屋　摩実（旧名珠美）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市御園２丁目６番10号　Ｃａｓａ　Ｅｔｅｒｎａ　103号
債務者　渡辺　武子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９７号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番１―1004号
債務者　秋山　政男
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０６号
兵庫県尼崎市南塚口町４丁目２番５号　コンフォート南塚口202号、前住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目161番地の５　クレオ東園田町203号
債務者　植田眞寿己
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６４号
横浜市金沢区柴町343番地７　シーリア金沢文庫204
債務者　朝倉　雄也
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　貴和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６７号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北６丁目５番27号　ハイツアネックスＦ　102
債務者　須浪　正裕
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９５号
大阪府東大阪市小阪本町２丁目１番27号
債務者　福永　彰一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２７６号
北海道上磯郡知内町字涌元119番地２
債務者　澁谷　拓美
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
函館市湯川町１丁目39番11号
債務者　大屋　隆司
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
函館市花園町９番19号　コーポ藤２　101号室
債務者　佐々木陽介
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３９号
函館市神山１丁目８番３号　コーポ山腰206
債務者　山本フミヱ
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４１号
函館市北美原２丁目15番19号
債務者　笹田　春代
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
岐阜県揖斐郡池田町田畑745番地の７
債務者　松葉　清弘
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
沖縄県那覇市安謝２丁目15番１―909号　安謝市営住宅
債務者　古謝　　哲
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１８号
北海道網走郡美幌町字元町46番地の11
債務者　阿部　慎司
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１５１２号
埼玉県志木市中宗岡２丁目21番34号　ストロベリーフィールズ202号、旧住所東京都板橋区西台３丁目54番６号　クラインフェルト202
債務者　小林　理恵
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係